

議員提出議案第 15 号

深刻化の一途をたどる尖閣諸島周辺における中国の領海・領空侵犯に
関する意見書

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 6 月 24 日

| | | | | |
|-----|---|-----|---|-----|
| 提出者 | 長 | 山 | 家 | 康 |
| 賛成者 | 仲 | 間 | | 均 |
| | 〃 | 東内原 | | とも子 |
| | 〃 | 友 | 寄 | 永三 |
| | 〃 | 石 | 川 | 勇作 |
| | 〃 | 伊良部 | | 和摩 |
| | 〃 | 登野城 | | このみ |
| | 〃 | 高 | 良 | 宗矩 |

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

地域住民の安全と国家の主権的威信を守る立場から、絶対に尖閣有事を起こさせないためにも、冷静かつ断固たる姿勢でこの問題に立ち向かう国家としての覚悟と行動を政府に強く求めるため。

深刻化の一途をたどる尖閣諸島周辺における中国の領海・領空侵犯に関する意見書

尖閣諸島を行政区域に持つ石垣市においては、中国公船の領海侵犯が継続する状況に対し、これまでも強い懸念を抱いてきた。そうした中、本年5月3日には、中国海警局の艦船4隻が接続水域から領海に相次いで侵入し、そのうち「海警2303」から艦載ヘリ（Z-9型）が発艦。南小島周辺の我が国領空に約15分間にわたり侵入するという、これまでにない深刻な領空侵犯事案が発生した。具体的には、当該ヘリは12時21分頃から12時36分頃までの間、領空内を旋回し、これに対し海上保安庁の巡視船が確認・追尾する中、航空自衛隊は那覇基地よりF-15戦闘機2機を緊急発進（スクランブル）させて対応した。

とくに今回の領空侵犯については、同日同時間帯に日本人操縦による民間小型機が尖閣諸島の南側上空に接近したことを受けて、中国側が「自国領空への侵入」と一方的に認定し、それを口実にヘリを発艦させたものとみられる。海上保安庁による無線での警告により民間機は引き返したが、中国側はこれを「警告・駆逐」と主張し、外交ルートで日本を非難している。こうした一方的かつ挑発的な対応は、偶発的衝突の危険を高め、事態をエスカレートさせるものであり、断じて容認できない。

さらに昨年6月7日には、機関砲のようなものを搭載した中国公船4隻が、ほぼ同時刻に我が国領海へ侵入するという新たな挑発行為が発生した。第十一管区海上保安本部の発表によれば、4隻全てが砲らしき装備を搭載しながら領海内に進入した事例は初めてであり、極めて異例かつ危険度の高い事態である。海上保安庁の巡視船が対応に当たり、退去を求めるも、これらの艦船は長時間にわたり航行を継続し、我が国の警備体制の限界を試すような行動をとった。

これら一連の行為は、偶発的事案の域を超え、組織的かつ計画的に我が国の主権を踏みにじる行為であり、断じて容認できない。

中国側は、サラミスライス戦術といわれる既成事実化を意図した一貫した行動を強めており、その性質は単なる示威行動の域を超えつつある。我が国の領土主権が実質的に脅かされつつある中で、こうした動きが海域から空域へと拡大し、民間航空機や漁船の接近すら妨げられている現状は、地域住民に深刻な不安を与えているのみならず、日本が「実効支配」しているとされる領域において、現実には十分な主権の行使が困難となりつつある状況を示している。

また中国側は、我が国の正当な活動に対して「挑発」や「侵入」とする主張を積極的に発信しており、国際世論に対して誤認を広げ、我が国の主張の正当性を意図的に弱め、中国側の主張を国際社会において優勢に見せようとする、いわゆる認知戦の一環とみられる世論誘導が行われている。こうした情報戦略に対抗

するには、外交的抗議や遺憾表明にとどまらず、明確な事実と主権の行使をもって応じる必要がある。

さらに、領空侵犯に対する自衛隊の対応には、地理的距離・即応性の課題に加え、自衛隊法や憲法上の制約から、平時における武器使用や強制排除措置が著しく限定されており、構造的な抑止力の不備が露呈している。尖閣諸島周辺で常時の航空プレゼンスを維持する体制には至っておらず、空域における主権確保という観点からも、国家の意思を示す力が問われている。これらの情勢を踏まえるとき、単に従来の対応を継続するだけでは、領土・主権の維持はおろか、尖閣周辺における民間人の実質的な活動の自由がすでに損なわれつつあるのが現状であり、主権国家としての信頼が揺らぎかねない深刻な事態である。さらに、我が国が尖閣諸島を平穏かつ安定的に維持・管理しているという国際的理解が失われれば、将来的に国際司法裁判所等の場において、我が国の主張の説得力が相対的に低下するおそれも否定できない。

また、主権的関与が極めて限定されている現在のような状態において偶発的な事態が発生すれば、中国側に既成事実を積み上げられ、尖閣諸島の実効支配を失う危険が現実のものとなりかねない。そうなれば、その結果として、国家主権を巡る重大な事態、すなわち本格的な有事へと発展しかねない情勢である。

よって、今こそ政府は、海空における常時監視・即応体制の構築、海上保安庁と自衛隊の連携強化、漁業や民間航空活動の安全確保、情報発信力の強化、さらには尖閣諸島に対する日本の主権的関与を明確に示す具体的措置として、公務員常駐や通信・観測施設の整備など、実効支配を強化する政策を実行すべきである。

我々石垣市議会は、地域住民の安全と国家の主権的威信を守る立場から、絶対に尖閣有事を起こさせないためにも、冷静かつ断固たる姿勢でこの問題に立ち向かう国家としての覚悟と行動を、政府に強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

石垣市議会

宛先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、水産庁長官、海上保安庁長官